

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項

〔平成19年10月30日〕
財 務 部 長 裁 定

改正 平成21年 7 月 3 日

改正 平成24年 2 月21日

改正 平成30年 2 月 1 日

改正 令和 5 年 9 月20日

改正 令和 6 年 2 月19日

改正 令和 7 年 7 月11日

（目的）

第1 この要項は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構契約事務実施要領第8条の規定に基づき、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定めるものである。

（定義）

第2 この要項において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

2 この要項において「他の公共機関の職員」とは、国の機関又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。特別法上公務員とみなされる場合を含む。

（取引停止の措置）

第3 財務部長は、建設工事を除く一般競争参加資格者名簿に登録された者その他の者（以下「業者」という。）が、別表に掲げる措置要件の1に該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの要項に定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

（審査委員会）

第4 財務部長は、購入等契約に係る取引停止等の措置を講ずる必要が生じた場合は、公正かつ厳正に実施するため審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 財務部長（委員長）

二 財務企画課長、経理課長、契約課長及び東海契約課長

三 その他委員長が必要と認める者

- 3 審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。
- 4 審査委員会は、第9第1項に基づく措置を講ずることが適当であると判断したときは、審査結果について別紙様式1「審査結果報告書」に事実関係の概要、措置の内容、その他必要事項を記載し、機構長に報告するものとする。

(取引停止の期間の特例)

- 第5 業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。
- 2 業者が次の各号の1に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。
 - 一 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後1ヶ年を経過するまでの間(取引停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - 二 別表第1号から第2号又は第3号から第8号までの措置要件に係る取引停止の期間満了後3ヶ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第2号又は第3号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。))。
 - 3 業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による取引停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができるものとする。
 - 4 業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができるものとする。
 - 5 取引停止の期間中の業者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。
 - 6 取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

- 7 取引停止期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する取引停止の期間の特例)

- 第6 第3の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより取引停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法

律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の1に該当することとなった場合には、取引停止の期間を加重するものとする。

一 談合情報を得た場合、又は機構の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合で、業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第3号、第6号又は第7号に該当したとき。

二 別表第3号から第8号までに該当する業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号の規定に該当することとなった場合は除く。)

三 別表第3号から第5号までに該当する業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき(前2号の規定に該当することとなった場合は除く。)

四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第3号から第5号に該当する業者に悪質な事由があるとき(第1号から第3号の規定に該当することとなった場合は除く。)

五 機構の職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第6号から第8号までに該当する業者に悪質な事由があるとき(第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合は除く。)

(指名等の取消し)

第7 取引停止された業者について、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

(下請等の禁止)

第8 取引停止の期間中の業者が機構の契約に係る製造等の全部又は一部を下請し、又は受託することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請し、又は受託している場合は、この限りでないものとする。

(取引停止の通知等)

第9 財務部長は、第3の規定により取引停止を行い、第5第5項の規定により取引停止の期間を変更し、又は第5第6項の規定により取引停止を解除したときは、当該業者に対し遅滞なく別紙様式2により通知するものとする。

2 財務部長は、前項の措置を講じた場合は、直ちに機構内へ別紙様式3により通

知するものとする。

(取引停止に至らない事由に関する措置)

第10 財務部長は、取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附 則

この要項は、平成19年10月30日から実施する。

附 則(平成21年7月3日)

この要項は、平成21年7月3日から実施し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成24年2月21日)

この要項は、平成24年2月21日から実施し、平成23年11月29日から適用する。

附 則(平成30年2月1日)

この要項は、平成30年2月1日から実施する。

附 則(令和5年9月20日)

この要項は、令和5年10月1日から実施する。

附 則(令和6年2月19日)

この要項は、令和6年4月1日から実施する。

附 則(令和7年7月11日)

この要項は、令和7年7月11日から実施し、令和7年6月1日から適用する。

別表

措置基準（第3、第5及び第6関係）

措 置 要 件	期 間
（贈賄） 1 機構の職員に対して行った贈賄の容疑により、次のイ、ロ又はハに掲げる者が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） ロ 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事業所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。） 2 他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により、次のイ、ロ又はハに掲げる者が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人 （独占禁止法違反行為） 3 機構の購入等契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 4 他の公共機関の購入等契約に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。 5 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき（第3号に掲げる場合を除く。）。) （競売入札妨害又は談合） 6 機構の購入等契約に関し、代表役員等が競売入札	逮捕又は公訴を知った日から 4ヶ月以上12ヶ月以内 3ヶ月以上9ヶ月以内 2ヶ月以上6ヶ月以内 逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上9ヶ月以内 1ヶ月以上6ヶ月以内 1ヶ月以上3ヶ月以内 当該認定をした日から 3ヶ月以上12ヶ月以内 刑事告発を知った日から 1ヶ月以上9ヶ月以内 当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内 逮捕又は公訴を知った日から

妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	4ヶ月以上12ヶ月以内
7 機構の購入等契約に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上12ヶ月以内
8 他の公共機関の購入等契約に関し、次のイ、ロ又はハに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、かつ契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上12ヶ月以内 1ヶ月以上12ヶ月以内 1ヶ月以上12ヶ月以内
(不正又は不誠実な行為)	
9 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内
10 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたときで、かつ契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内
11 前各号に掲げる場合のほか、特別の事由があると認められるとき。	必要があると認められる期間

様式 1

年 月 日

審査結果報告書

機構長 ○ ○ ○ ○ 殿

取引停止等の措置に関する審査委員会

財務部長	○	○	○	○
財務企画課長	○	○	○	○
経理課長	○	○	○	○
契約課長	○	○	○	○
東海契約課長	○	○	○	○

1. 審査対象案件名

○ ○ ○ ○ 装置

2. 審査対象業者名等

茨城県土浦市 1 - 1

株式会社 ○ ○ ○ ○

3. 開催日時及び場所

年 月 日(金) 9 時より ○ ○ ○ 室にて

4. 審査の結果

株式会社 ○ ○ ○ ○ は、年月日、本機構の ・ ・ ・ ・ ・ ・ において、 ・ ・ ・ ・ ・ を行った。これにより、信頼関係を損なう結果となった。

このことが、「大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項」別表第 ○ 号 (○ ○ ○ な行為) に該当するため、本機構の物品購入等契約において ○ ヶ月の取引停止を行うことが適当であると判断する。

様式 2

高機構財発第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

大学共同利用機関法人
高エネルギー加速器研究機構
機構長 ○ ○ ○ ○

取引停止通知書

このたび、貴 が（措置要件に該当することを記入）ことは、誠に遺憾です。

よって、下記のとおり取引停止を行うこととしましたので通知します。

今後は、かかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善状況について報告してください。

記

1. 取引停止の期間

○ヶ月（ 年 月 日～ 年 月 日）

2. 取引停止の理由

（措置要件に該当する事実について、発生時期、場所及び概要等を記入する。）

このことが、「大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項」別表第 号に該当するため。

以上

様式 2（変更又は解除の場合）

高機構財発第 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

大学共同利用機関法人
高エネルギー加速器研究機構
機構長 ○ ○ ○ ○

取引停止の（変更・解除）通知書

年月日付け高機構財発第 号において通知した 貴 が（措置要件に該当することを記入） ことによる取引停止の措置について、下記のとおり（変更・解除）を行うこととしましたので通知します。

記

1.（変更の場合）

取引停止の期間

変更前 ○ヶ月（ 年 月 日～ 年 月 日）

変更後 ○ヶ月（ 年 月 日～ 年 月 日）

（解除の場合）

解除する取引停止の期間

○ヶ月（ 年 月 日～ 年 月 日）

2. 取引停止（変更・解除）の理由

（措置要件に該当する事実について、発生時期、場所及び概要等を記入する。）
このことが、「大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項」別表第 号に該当するため。

以上

様式 3

年 月 日

素粒子原子核研究所長
物質構造科学研究所長
加速器研究施設長
共通基盤研究施設長
J - P A R C センター長 殿
日米科学技術協力事業幹事
管理局長

大学共同利用機関法人
高エネルギー加速器研究機構
財務部長 ○ ○ ○ ○
(公印省略)

取引停止の報告について（通知）

下記の業者について、「大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項」別表第 号の措置要件に該当する事実があるため、本機構における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約において取引停止の措置が講じられましたので通知します。

各部局の担当者において、適切に措置を講じられるようお願いします。

記

- 1．業者名等
(商号又は名称、許可番号、住所等を記入する。)
- 2．取引停止の期間
○ヶ月(年 月 日～ 年 月 日)
- 3．取引停止の理由
(措置要件に該当する事実について、発生時期、場所及び概要等を記入する。)